

NORMA

ノーマ No.337

社協情報

6

2020

JUNE

SPECIAL REPORT

特
集
P.2

「社会福祉協議会職員状況等調査」
「社会福祉協議会活動実態調査」報告(概要)



- P.6 ● 地域づくりのいろは [第2回]
孤立を見逃さない、見守り活動の取り組み
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏
- P.8 ● 社協活動最前線
成田市社会福祉協議会(千葉県)
社会福祉法人との共同事業体「暮らしサポート成田」
- P.10 ● ジモトでつながる災害ボラセン [第2回]
「協働」により支えられた災害ボランティアセンター②(倉敷市社会福祉協議会)
- P.12 ● ともに歩もう! 社会福祉法人 [第2回]
社会福祉法人六心会 理事長 堤 洋三氏

「社会福祉協議会職員状況等調査」 「社会福祉協議会活動実態調査」 報告（概要）

「社会福祉協議会職員状況等調査」は、毎年全市区町村社協を対象として実施している調査であり、市区町村社協の職員数、正規・非正規職員の割合など、市区町村社協職員の状況を明らかにすることを目的としている。

一方、「社会福祉協議会活動実態調査」は、3年ごとに全市区町村社協を対象として実施している調査であり、社協の組織状況、活動や事業について市区町村社協の活動実態を明らかにすることを目的としている。

本特集は、令和元年度に実施したこれらの調査の結果から、組織体制や活動と実施事業の状況を中心に報告し、組織体制の強化や取り組みの充実・拡充に向けた今後の社協活動の展開の参考とするものである。

■ 調査の概要

1 社会福祉協議会職員状況等調査

	社会福祉協議会職員状況等調査	社会福祉協議会活動実態調査
調査対象	1,846 社協	1,846 社協
回答数	1,568 社協	1,512 社協
回収率	84.9%	81.9%
調査期間	令和元年 6月～令和 2年 1月	令和元年 6月～令和 2年 1月
調査時点	平成 31 年 3月 31 日	平成 31 年 3月 31 日
調査内容	1. 職員の状況 2. 介護保険制度における地域支援事業（生活支援体制整備事業） 3. ボランティア・市民活動センター職員の専任職員の状況 4. 職員の有資格者について 5. 社協と行政等との人事交流の状況	I 組織・事業の状況 II ボランティア市民活動 III 災害対応 IV 団体組織支援・連携の実施状況 V 相談事業・利用支援 VI 制度サービスの取り組み状況 VII 小地域福祉活動（サロン等） VIII その他のサービスの取り組み状況

【職員の配置状況について】
市区町村社協の職員数は、正規職員が2万9千人、非常勤が5万4千人の計12万4千人である。社協職員全体を雇用形態別にみると、正規職員が31・9%、非正規職員（非正規常勤・非常勤の合計）が68・1%となつてある。なお、正規職員の18・0%にあ

る。さらに、従事する事業内容別に雇用形態の割合をみると、「一般事業職員」（図表1の2～5）は正規職員が51・7%、非正規職員（常勤）が23・7%、非正規職員（非常勤）が24・6%、「経営事業職員」（図表1の6～10）は正規職員が24・8%、非正規職員（常勤）が23・8%、非正規職員（非常勤）が51・5%となつてている（図表2）。この傾向は、前年度と比較して変化はなく、社協の事業全般において非正規職員が大きな割合を占める状況が続いている。

たる7004人が複数の業務を兼務している（図表1）。部門ごとの職員の割合をみると、「介護保険サービス担当職員」が43・4%と最も多く、次いで「8・6・介護保険サービス、7・障害福祉サービス以外の在宅サービス事業担当職員」が17・4%、「5・福祉サービス利用支援部門職員」が10・6%と続き、前回調査（平成29年度調査）と比較すると大きな変化はなかつた。

【生活支援コーディネーター（地域支援合意推進員）の受託状況】

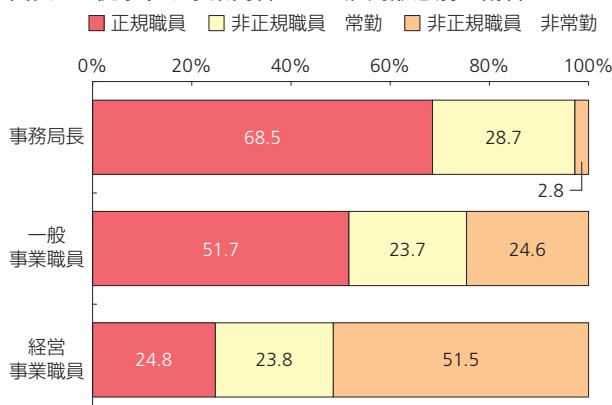
生活支援コーディネーター（地域支援合意推進員）を受託している社協は、え合い推進員（）を受託している社協は、67・3%である。受託している社協を市区町村別にみると、区（指定都市）が75・2%と最も高く、次いで市（23区含む）が72・6%、町が63・3%、村が51・8%となつている（図表3）。このことから、都市部の地域ほど生

図表1 市区町村社協職員の内訳

	正規職員	非正規職員		合計 (全体に占める割合)
		兼務者数	常勤	
1. 事務局長（事務局組織全体を代表する方）	1,067	222	447	43 1,557 (1.3%)
2. 法人運営部門職員	4,520	1,156	1,568	651 6,739 (5.5%)
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	4,883	2,573	1,847	1,648 8,378 (6.9%)
4. ボランティア・市民活動センター職員	1,105		520	343 1,968 (1.6%)
5. 福祉サービス利用支援部門職員（①+②）	4,984	1,020	3,166	4,733 12,883 (10.6%)
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	4,622		944	2,907 4,387 11,916
②1以外の相談担当		362	76	259 346 967
6. 介護保険サービス担当職員	14,958	1,353	11,822	26,259 53,039 (43.4%)
7. 障害福祉サービス担当職員	2,566	354	2,505	4,160 9,231 (7.6%)
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	3,208	149	5,227	12,754 21,189 (17.4%)
9. 会館運営事業担当職員		198	61	572 1,462 2,232 (1.8%)
10. その他の職員	1,496	116	1,414	1,978 4,888 (4.0%)
合 計	38,985 (31.9%)	7,004 (23.8%)	29,088 (44.2%)	54,031 122,104 (100.0%)

※社協数：1,846 回答社協数：1,568

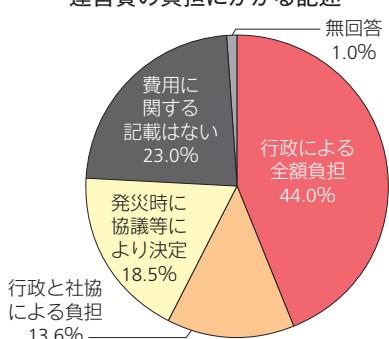
図表2 従事する事業内容ごとの雇用形態別の割合



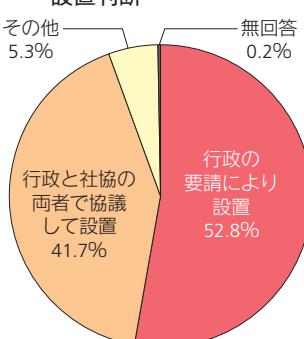
図表3 生活支援コーディネーター受託の有無

	(上段：社協数 下段：割合)			
	受託している	受託していない	無回答	合計
全体	1,056	507	5	1,568
	67.3	32.3	0.3	100.0
市 (23区含む)	495	183	4	682
	72.6	26.8	0.6	100.0
区 (指定都市)	103	34	0	137
	75.2	24.8	0.0	100.0
町	386	224	0	610
	63.3	36.7	0.0	100.0
村	72	66	1	139
	51.8	47.5	0.7	100.0

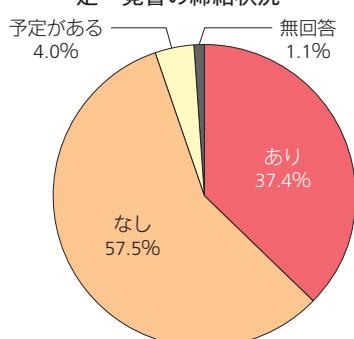
図表6 災害ボランティアセンター設置・運営費の負担にかかる記述



図表5 災害ボランティアセンターの設置判断



図表4 災害対応に関する行政との協定・覚書の締結状況



活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を受託している割合が高いことが分かる。

する、または有する見込みである。回調査（31.5%）と比較すると、「あり」と回答している社協が6%程度増加している。

センター（以下、災害V.C.）の設置に関する記載がある社協は89.9%である。協定・覚書に記載されている内容について聞いたところ、災害V.C.の設置判断は、「行政の要請により設置」が52.8%、「行政と社協の両者で協議して設置」が41.7%、「その他」が5.3%となっている（図表5）。設置や運営の負担については、「行政による全額負担」が44.0%、「費用に関する記載はない」（23.0%）、「費用に関する記載はない」（23.0%）、「発災時に協議等により決定」（18.5%）、「行政と社協による負担」（13.6%）、「費用に関する記載はない」（23.0%）、「発災時に協議等により決定」（18.5%）、「行政と社協による負担」（13.6%）、「無回答」（1.0%）である（図表6）。

議等による決定」(18・5%)、「行政と社協による負担」(13・6%)と続いている(図表6)。

今後も大規模な災害の発生が予測されていることを踏まえ、災害VCに対する行政による費用負担を明記した協定等の締結が求められる。

社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取り組みの状況

社会福祉法人・福祉施設等と連携して公益的な取り組を行っている社協は

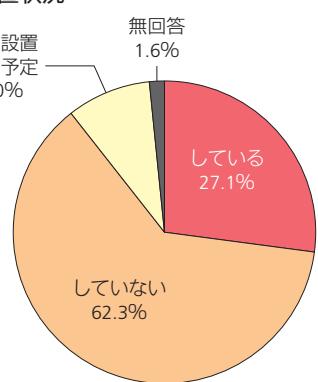
28・6%、今後行う予定の社協は15・1%であつた(図表8)。具体的な取り組み内容を自由記述から拾い上げてみると、「各法人から専門職を派遣し、相談支援を行う『福祉まるごと合同相談会』の開催」や「社会福祉施設の車両を活用した地域住民への移動支援、地域活動への講師派遣」「社会福祉法人マップを作成し、種別の相談先を開示、連携」などがある。

前回調査(2015年度調査)と比較すると、社会福祉法人・福祉施設との連携が進んでいることがわかる。地域共生の実現に向か、複合的な地域生活を実現する社協は14%増加しており、地域で社協と社会福祉法人・福祉施設等と連携した公益的な取り組を実施している社協は9・0%であり、約4割の社協が設置または設置予定であることがわかる(図表7)。この割合は、前回調査と比較して14%増加している。

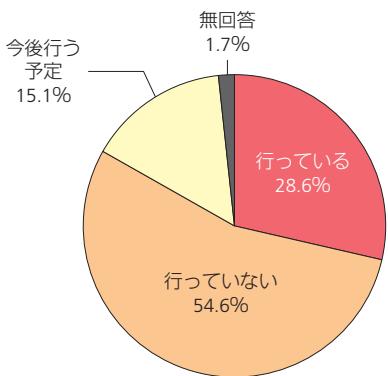
社会福祉法人・福祉施設等の連絡会(以下、連絡会とする)を設置している社協は27・1%、今後設置する予定の社協は9・0%であり、約4割の社協が設置または設置予定であることがわかる(図表7)。この割合は、前回調査と比較して14%増加している。

団体組織支援・連携の実施状況

社会福祉法人・福祉施設等の連絡会の設置状況



図表7 社会福祉法人・福祉施設等の連絡会の設置状況



図表8 社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取り組みの実施状況

課題の解決に向けて多様な主体と連携することが求められるなか、社協はより一層地域の社会福祉法人・福祉施設と連携し、複雑化する地域住民の福祉ニーズを解決する取り組みを進める必要がある。

これら上位3事業は前回調査(2015年度調査)と比較して、「居宅介護支援」の実施率が「訪問介護」の実施率をわずかに上回り逆転している。

これら上位3事業は前回調査(2015年度調査)と比較して、「居宅介護支援」の実施率が「訪問介護」の実施率をわずかに上回り逆転している。

制度サービスの実施状況

介護保険サービス

介護保険制度によるサービスの実施状況は、「居宅介護支援」が978か所(64.7%)、「訪問介護」が963か所(63.7%)、「通所介護」が575か所(38.0%)であり、これらの事業が実施か所数の多い上位3事業となる(図表9)。なお、前回調査(2015年度

調査)と比較すると、「居宅介護支援」の実施率が「訪問介護」の実施率をわずかに上回り逆転している。こうした状況の背景には民間企業等の参入が増え、利用者の分散が起き、事業経営の採算が取れない社協が介護サービスから撤退していることもあると思われる。一方で、中山間地等の民間企業等の事業者の参入が少ない地域において社協の介護サービスはセーフティネットとなっている現状もある。地域において社協が介護サービスを担う価値を踏まえて効率的・効果的に経営戦略を立て、事業を実施していくことが求められる。

障害福祉サービス

障害福祉サービスについては、「居宅介護(ホームヘルプ)」が917か所(60.6%)、「重度訪問介護」が708か所(46.8%)、「同行援護」が475か所(31.4%)、「生活介護」が281か所(18.6%)、「就労継続支援B型」が208か所(13.8%)、「行動援護」が178か所(11.8%)である。調査と比較すると、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、就労継続支援B型は実施率ともに低下しているが、

図表9 介護保険関係事業の実施状況(上位3事業)

事業名	2018年度調査実施か所数(%)	前回調査(2015年)実施か所数(%)
居宅介護支援	978か所(64.7%)	1,008か所(69.2%)
訪問介護	963か所(63.7%)	1,017か所(69.9%)
通所介護	575か所(38.0%)	702か所(48.2%)

図表10 自立支援給付における介護給付サービスの実施状況

事業名	2018年度調査実施か所数(%)	前回調査(2015年度)実施か所数(%)
居宅介護(ホームヘルプ)	917か所(60.6%)	963か所(66.1%)
重度訪問介護	708か所(46.8%)	774か所(53.1%)
同行援護	475か所(31.4%)	504か所(34.5%)
生活介護	281か所(18.6%)	257か所(17.7%)
就労継続支援B型	208か所(13.8%)	221か所(15.2%)
行動援護	178か所(11.8%)	252か所(17.3%)

同行援護や生活介護はやや増加している。

【小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）の実施状況について】

ふれあい・いきいきサロン

社協で把握（実施、支援）しているふれあい・いきいきサロンのか所数は8万6778か所であり、前回調査と比較すると1万8875か所増加している（図表11）。

ふれあい・いきいきサロンの主な対象者としては、「高齢者」が78.9%と最も多く、次いで「複合型」が12.3%、「子育て家庭」が5.4%などとなつて「子育て家庭」が5.4%などとなつて役割を果たしていることがわかる。

図表11 ふれあい・いきいきサロンのか所数（複数回答）

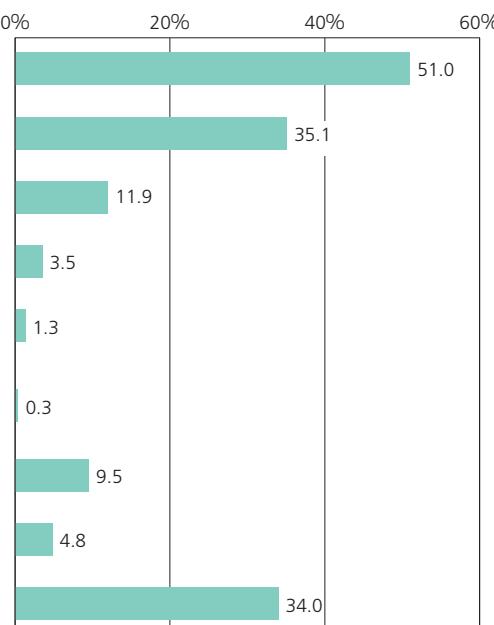
	社協数	合計	割合（%）
高齢者	1,398	68,447	78.9
身体障害者	1,398	250	0.3
知的障害者	1,398	126	0.1
精神障害者	1,398	134	0.2
ひきこもり	1,398	82	0.1
子育て家庭	1,398	4,716	5.4
複合型	1,398	10,703	12.3
その他	1,398	2,320	2.7
全 体	1,398	86,778	100.0

図表12 ふれあい・いきいきサロンのうち、介護保険の総合事業において位置づけられているもの

	社協数	あり
通所型サービスB	1,398 (100.0%)	62 (4.4%)
一般介護予防事業の「通いの場」	1,398 (100.0%)	338 (24.2%)
全 体	1,398	100

図表13 生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）

	全体	あり
日用生活品や食品等の物品支援	1,512 100.0	771 51.0
法外援護資金貸付・給付	1,512 100.0	531 35.1
社会参加・就労体験	1,512 100.0	180 11.9
居住支援	1,512 100.0	53 3.5
一時宿泊支援（シェルター）	1,512 100.0	20 1.3
ホームレス（路上生活）に対する巡回・見守り活動	1,512 100.0	5 0.3
居場所づくり（交流会の開催等）	1,512 100.0	143 9.5
その他事業	1,512 100.0	73 4.8
無回答	1,512 100.0	514 34.0



介護保険の総合事業において位置づけられているサロン

ふれあい・いきいきサロンのうち、介護保険の総合事業において「通所型サービスB」として位置づけられているサロンがある社協は62か所（4.4%）、「一般介護予防事業の『通いの場』」と位置づけられるサロンがある社協は338か所（24.2%）となつている（図表12）。

なお、国が設置

した一般介護予

防事業等の推進

方策に関する検

討会の報告（令和

元年12月13日）で

は、高齢者がそれ

ぞれの年齢層や

性別、健康状態、

関心などに応じ

て参加できるよう、

【生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）】

生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）

生活困窮者やひきこもりを対象とす

多様で魅力的な「通いの場」の取り組みを推進することとされている。地域づくりの取り組みは介護予防の取り組みと重なる部分も多く、行政とも連携し、さらに積極的に住民主体のサロン活動を推進していくことが必要である。

る制度外の支援事業について、「日用品や食品等の物品支援」を実施している社協が51.0%と最も多く、次いで「法外援護資金貸付・給付」（35.1%）、「社会参加・就労体験」（11.9%）、「居場所づくり（交流会の開催等）」（9.5%）となつていて（図表13）。

なお、前回調査と比較して「日用品や食品等の物品支援」の実施率が10.9%増加しており、生活困窮者等への支援の仕組みが広がっているといえる。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大とともに、自粛生活や休業・廃業等による社会とのつながりからの離脱、収入の大幅な減少といった影響が長期化していくことが予想されるなか、生活困窮者やひきこもりを対象とする支援はますます社協にとって重要な課題となると考えられる。

本調査結果の詳細については、「社会福祉協議会活動実態調査等報告書

2018（令和2年5月発行、1500円 送料別）をご参照いただきたい。「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」(<https://www.zcwvc.net/>)ならびに「社協の杜」(<https://www.shakyoor.jp/gyoumu/index.php>)にも後日掲載予定である。

地域づくりの見守りは



今号は、引き続き室田信一氏に、日立市社協と北九州市社協の実践事例を踏まえ、見守り活動についてご寄稿いただきます。

孤立を見逃さない、見守り活動の取り組み

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一

変わりゆく社会に「抵抗」する 見守り活動

新型コロナウイルスの影響は社会のあり方を変えるというよりも、すでに変わりつつあつた流れを一層速めたといわれています。住民同士の関係の希薄化は、人口が都市に集中した頃から始まり、以来、「地域社会の崩壊」と指摘されるなど、その状況は深刻化してきました。近年では高齢者のみの世帯や若年者の一人暮らし世帯が増加したことにより、孤立しがちな世帯が増加しています。そうした状況は社会的孤立と呼ばれ、社会問題として認識されるようになりました。新型コロナウイルスの猛威はそうした状況を確実に加速させています。

今、私たちの社会はそうした社会的

孤立の状態にどのように向き合うべきか、選択を迫られているといえます。

一つは、孤立を容認し、孤立を前提と

した社会の仕組みを作ることです。具

体的には、すでに始まっていますが、緊急通報システムや宅配サービスなど、

一人で不自由なく生きることを可能に

する仕組みです。それらのサービスに

は、民間市場を活用した商業的なもの

もあれば、生活支援活動のような地域

の助け合い活動として成立しているものもあります。商業的なサービスに比べると、地域の生活支援活動の方がつながりを重視した仕組みですが、どちらも個人の利用申請に基づく点で、す

なわちある程度の孤立状態を容認する

もう一つの選択肢は、孤立を見逃さ

ない、孤立状態を作らないアプローチ

点で共通します。

もう一つの選択肢は、孤立を見逃さない、孤立状態を作らないアプローチ

です。地域における人間関係が希薄になり、希薄なことが標準になりつつある社会に「待った」をかける、そんな仕組みを作っている地域があります。そのための方法にはさまざまなものがあります、今回取り上げる見守り活動はその代表的な実践といえます。事例からも読み取れるように、見守り活動とは変わりゆく社会のあり方に「抵抗」する活動としてとらえることができます。

動はその代表的な実践といえます。事例からも読み取れるように、見守り活動とは変わりゆく社会のあり方に「抵抗」する活動としてとらえることができます。

地域共生社会における見守り

先の国会で社会福祉法が改正されました。昨年度から検討されていた、地域共生社会づくりのための具体的な方策に法的な根拠が与えられたことになります。今回の法改正では、自治体が重層的支援体制整備事業という総合相談支援体制を自治体内に整備することが位置づけられ、その予算的な根拠も示されました。しかし、前回第1回でも書いたように、そうした仕組みは草の根における住民活動があつてはじめて成立するものです。別の言い方をすると、すでにそうした見守り体制が地域の中に成立している自治体とそうでない自治体ではスタート地点が異なることがあります。全国各地で重層的支援体制整備事業が推進されたとしても、同じような方法で進めることができない、同じように評価することができないということを念頭におく必要があります。

日立市社協における見守りのカタチ

二つの実践事例を参考に、今日の見守り活動の姿について考えて行きたいと思います。

一つは、茨城県の日立市社協による取り組みです。日立市社協では一人暮らし高齢者を中心地域で孤立しがちな住民を、近隣の住民によって組織された「あんしんチーム」が、定期的に見守る「あんしん・安全ネットワーク」

活動に取り組んできました。人口約17万5000人の日立市には、現在約2500のあんしんチームが組織されています。1チームの規模は2~3・5人で、民生委員・児童委員が必ずチームに加わることになっています。



あんしんチームによる見守り活動（日立市社協）

他には、近隣住民や地域福祉関係者、自治会、ボランティアなどがチームに加わります。チームにはキーパーソンが一人いて、市内を23圏域に分けて活動する地区社協のエリアごとに、キーパーソン同士の会議が定期的に（年4～12回程度）開催されています。チームの編成は地区社協関係者（地域福祉推進員）が進めていて、地区から要望があれば市社協の職員が関わることになっています。

日立市社協では、2500を超えるあんしんチームの活動状況を把握し、地区社協でチームづくりの中心となる地域福祉推進員に、年6回開催される会議に参加してもらうことで、コミュニケーションと情報共有を図っています。



子どもたちとともに訪問する見守り活動（北九州市社協）

す。また、新任の地域福祉推進員への研修会も実施して、それらの会議や研修会では地域福祉推進員同士で活発に意見交換がなされているということです。23地区における2500を超えるあんしんチームの活動を支える職員は8名の「地区担当者」で、全員他の業務を兼務しながら地区を担当しています。他の業務（介護予防や子育て支援、ボランティア事業など）を担当することで、あんしん・安全ネットワーク活動と他の事業の連携が強化されるということです。

北九州市社協における 見守りのカタチ

もう一つの実践事例は、福岡県の北九州市社協による取り組みです。北九州市は人口93万7000人ほどの政令指定都市で、市内には7つの区があり、155の小学地区において地区社協（注）が活動しています。北九州市社協では地区社協を中心平成5年から「ふれあいネットワーク活動」に取り組んできていて、その主な活動内容は「見守り」と「助け合い」「話し合い」です。「助け合い」は買い物支援や掃除、洗濯など「見守り」を通して把握されたちょっととした生活の困りごとを住民同士で助け合う活動で、「話し合い」は、困ったことや気になつたことについて、住民と専門職が一緒にになって話し合うことです。

見守り活動を活性化するために、各

「抵抗」は自然体で

かつては向こう三軒両隣、気になることがあれば声をかけ合うことが一般

校区でさまざまな取り組みをしていました。そうした親密な関係性が失われつつあるなか、それでも地域のつながる力を信じて、時代に合わせた方法で見守り活動に取り組んでいる自治体があります。冒頭でそうした活動は時代の流れに「抵抗」する活動だと書きましたが、活動に取り組む人たちが必死になつて、疲弊しながら取り組んでいたは長続きしないでしょう。日立市と北九州市の取り組みからは、見守りの取り組みが普段の地域活動の延長線上に自然な形で現れていることに気づかされます。その自然さは、地区協活動をはじめ、地域がこれまでに取り組んできた活動の蓄積と、それも含め後方支援してきた社協の戦略の賜物といえます。

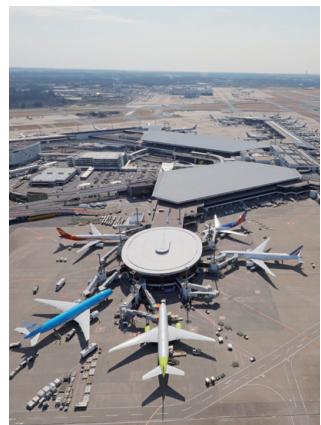
新型コロナウイルスの影響から、見守り活動を自粛せざるを得なくなつた地域も少なくないと耳にします。なかには、活動がすっかり停滞してしまつた地域もあるでしょう。一方で、地域住民が中心になつて自然体で見守り活動に取り組んできた地域では、住民が密を避けながら見守りを継続することや、新たな生活様式における見守りの方法を試みるといった対応がみられます。こうした対応の違いは、今後の方策を考える良いきっかけになるのではないかでしょうか。

（注）北九州市では校区社協と地区社協、両方の名称が使用されていますが、本稿では地区社協に統一して表記します。

社協活動最前線

成田市社会福祉協議会

社会福祉法人との共同事業体「暮らしサポート成田」



日本最大の国際拠点空港である成田国際空港。開港以来、航空機発着回数は通算約580万回、航空旅客数は通算約10億人の日本を代表する空の玄関口（写真提供：成田国際空港株式会社）。

共同事業体「暮らしサポート成田」の設立

成田市社会福祉協議会（以下、市社協）は、生活困窮者自立支援法の制定前から、生活困窮者支援に積極的に取り組んできた。介護保険、障害者施設の受託運営等を通じて、從来の制度だけでは支援が届かない人を認識し、担い手の育成や地域住民の組織化を図るとともに、市社協自らが支援の担い手となってきた。「貧困の連鎖や子どもの貧困が社会問題化するなか、生活困窮者の自立と尊厳のため、新たな生活支援体系を実現する必要があります。そのためには、地域住民の助け合いを基盤とするつながりの再構築がカギとなります。これは、社協が従来から抱える経験や想いを尊重し、支援員もともに悩みながら、試行錯誤を重ね、何度も挑戦していく伴走型支援に取り組み、さらに現在では、対三喜男氏は語る。

市社協は、平成27年度に、社会福祉法人大成会（以下、大成会）と共に現在では、対

共同事業体方式により、任意事業である家計改善支援事業と就労準備支援事業を含め生活困窮者自立支援事業を受託し、「暮らしサポート成田」を開設した。これは、地域住民や関係機関との協働・連携を強化し、包括的な総合相談体制づくりをめざすこと

を意図したものである。大成会は、障害の分野では広い範囲で質の高い支援を展開しており、入所や通所サービスを提供するほか、訪問活動を行っている。また、大成会は就労継続支援B型事業所も経営しており、就労支援の実績がある。柔軟かつ積極的に支援サービスの種類を拡大し、さまざまなニーズに対応してきた大

成会と、地域福祉の推進を目指し、ネットワークを構築してきた市社協のそれぞれが持つ強みを生かした事業展開をしている。当事者や家族が相談しやすい環境をつくったことで、相談者数は増加し、より深刻な相談内容も増えている。自己破産、自宅売却、相続等、支援員だけでは解決できない課題に対応するため、一定の知識や、関係機関との連携の必要性が高まっている。就労支援員の荒居富男氏は、「今、個別支援と地

象を生活困窮者に限らず、ひきこもりの人や外国人への支援を展開している。

相談者のための環境整備

暮らしサポート成田は二つの駅から徒歩3分とアクセスが良く、また市役所や市社協事務所とは別に単独で相談窓口がある。市役所や市社協事務所とは離れているが、切れ目のない相談を共有できるよう「繋がるシート」を活用し、行政など関係機関とつながりやすい工夫をしている。また、市役所と距離があることで、市役所に抵抗感がある相談者の安心感にもつながっている。生活福祉資金の貸付業務を行っている社協事務所と離れていることも、即時性の面で課題はあるものの、利用者が償還滞納となつた場合も、家計改善支援員が独立して暮らしサポート成田にいるため、貸す側・借りる側の役割

で、相談しやすい環境をつくったことで、相談者数は増加し、より深刻な相談内容も増えている。自己破産、自宅売却、相続等、支援員だけでは解決できない課題に対応するため、一定の知識や、関係機関との連携の必要性が高まっている。就労支援員の荒居富男氏は、「今、個別支援と地

成田市社協は、生活困窮者自立支援事業として、社会福祉法人大成会と共同事業体方式で「暮らしサポート成田」を運営している。暮らしサポート成田における早期相談のための環境整備、ひきこもり支援などについて取材した。

社協データ

【地域の状況】(令和2年5月31日現在)
人口 132,962人
世帯数 63,689世帯
高齢化率 23.1%

【社協の概要】(令和2年4月1日現在)
理事 12人
評議員 25人
監事 2人
職員数 41人（正規職員16人、非常勤職員25人）

【主な事業】

- ボランティアセンター事業
- 移送サービス事業
- 日常生活自立支援事業
- 住民参加型在宅福祉サービス事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 地区社協活動の推進
- 地区敬老会の開催
- 福祉教育の推進
- 福祉団体助成事業
- 障がい者ピア・サポーター養成
- 精神障がい者サロン
- ひきこもりサロン
- 各種貸付事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活支援体制整備事業（第1層）

千葉県北部中央に位置する中核都市。成田山新勝寺や成田国際空港を有しております、豊かな水と緑に囲まれた伝統的な姿と国際的な姿が融合した都市。空港関連サービス業などの従事者が増加し、第三次産業従事者が多くを占めている。財政力指数は日本全国 813 市区中第 4 位であり、門前町の歴史的町並みは日本遺産に認定されている。

域づくりの両方が求められています。制度の狭間をつくるために地域の実情に応じて柔軟に社会資源やネットワークを作っていくことが重要です。同時に共同事業体として、お互いのネットワークの強みを生かし、事業の一層の周知や職場開拓につなげていくことができます」と立相談支援機関が地域を巻きこみながら開拓していく重要性を語る。

さらに、暮らしサポート成田には「今晚寝る場所がない」「明日住む家がない」といった相談も寄せられている。成田市には、常に開放されたスペースをもつ成田国際空港がある。

家庭内暴力や金銭等のさまざまな理由によつて行くあてがなく、空港で過ごし、相談窓口を知つて訪ねてくる人もいる。このような緊急性の高い相談に対応するため、大成会が運営する放課後児童等デイサービスセンターの空き部屋を活用して「緊急避難用シェルター」の運用を始め、相談者が落ち着いて過ごせる環境を整えている。

各種サロンにおけるひきこもり支援

暮らしサポート成田で毎月開催している支援調整会議には、行政関係部局、地域包括支援センター、民生委員や地区社協、社会福祉士、ハーフワークなどの多様なメンバーが参画している。このため、当事者や

家族だけでなく、これらの関係機関からもひきこもりについての相談が入るようになってきた。このような市社協が独自で開催していた精神障害者を対象とした「憩いのサロン」の経験を生かし、市社協主催で「ひきこもりほっとサロン」を平成 28 年度に開設した。ここではひきこもり当事者が雑談や情報交換、たけのこ掘りのイベントなどに参加できる。また、ピアサポートとして、ひきこもり経験がある人に運営協力してもらっている。

さらに、当事者支援だけでなく、家族を対象に家族の認識や行動が変わることの必要性、本人に寄り添うための考え方、支援の実践例等を学ぶ場として、「ひきこもりを社会に繋げるミニ講座」や「ひきこもり家族交流会」を始めた。当事者や家族のなかには、地元のイベント等には参加しづらいという人もいる。そのため、参加対象を成田市民に限定はしておらず、市民よりも市外の参加者が多いときもある。地域情報誌等を通して参加者を募集しており、「ひきこもり当事者や家族を応援し

サロンの参加者は、比較的高齢でひきこもり年数が長期の人が多い。社会参加や就労への意欲が高まつてきた人のために「なりたフリーサロン」を始めた。静かな環境での相談準備支援の一環として、面接練習やハローワークの求人情報等を閲覧度に開設した。ここではひきこもり当事者が雑談や情報交換、たけのこ掘りのイベントなどに参加できる。また、ピアサポートとして、ひきこもり経験がある人に運営協力してもらっている。年齢が近い人同士で仕事をついて話し合つたり、雑談したりできる。年代が近い人同士で仕事にできる環境にもなつてている。このように、ひきこもりを対象としたサロンが一つだけではないため、無理のない範囲で自分のベースにあったサロンを選択し、段階的に参加することができる。その一方で、近年のひきこもりとの関連に触れた事件報道などにより、当事者や家族のなかには、窓口へ行くことをためらう人もいることが想定される。生活困窮者自立支援制度のアウトリーチによって、自宅へ訪問し、当事者や家族と対話を重視したソーシャルワークの実践が問われている。

新しい生活様式にあつた支援体制をめざして

新型コロナウイルスの影響を大きく受け、暮らしサポート成田の相談件数は例年と比較して約 6 倍に増加している。これまで 40 ~ 50 代の相談が多かつたが、現在は 30 代が最も多くなっている。相談内容についても、



「なりたフリーサロン」の様子

仕事や収入・生活費に関する相談が多くなったが、現在では住居確保給付金に関する相談が最も多くなった。成田国際空港で働く外国人や市内在住の外国人からの相談も約 6 倍に増えている。通訳アプリを活用し、相談をスムーズに行えるよう工夫している。社会全体が「新しい生活様式」での生活を模索しているなかで、どのように支援体制を構築していくかが今後の課題となっている。今後も、新しい生活様式にあわせた柔軟な仕組み、仕掛けをさらに構築していくことが期待される。

載連第②回

ジモトでつながる 災害ボラセン

「協働」により支えられた災害ボランティアセンター②

倉敷市社会福祉協議会

地元の社協だからできる
取り組み

災害ボランティアセンター（以下、災害VC）の運営が、多くの支援者によって軌道に乗ってきた平成30年8月上旬、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の運営支援者や応援社協職員から、「地元社協でなければできない活動をするべきだ」と提案された。

災害ボランティアセンター（以下、災害VC）の運営が、多くの支援者によって軌道に乗ってきた平成30年8月上旬、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の運営支援者や応援社協職員から、「地元社協でなければできない活動をするべきだ」と提案された。

た世帯やボランティアの派遣依頼がない世帯を訪問することになった。これにより、被災者同士の交流の場づくりを地域住民と一緒に取り組むなど、被災者自らが前に進もうとする活動の支援に重点を移していくた。

協働していくうえで
意識していたこと

災害VCは市社協が主体となつて設置したが、実際には多くの支援団体や個人ボランティアに支えられ運営していた。「被災者のために」という共通の思いを掲げ、支援の申し出があつた団体はできるだけ受け入れ、支援団体の経験や強みを生かしてもらう方法を常に考えていました。さまざまな支援団体が

でき、そのことが被災者の支援につながるという思いで協働してきた。また、市社協だけで方針を決めるのではなく、支援団体との一体感を大切にしながら、共同体のような意識で取り組んできた。毎日夕方からミーティングを行い、反省と改善策を考え、実行することを繰り返すことで、日々進行していくことを意識していた。日々手探りのなか取り組んでいたが、多くの支援団体がいたからこそ、新たなことに取り組む勇気と後押しをたくさんいただいた。

災害VCのつながりが、今後の被災者の生活支援にもつながる

被災者のニーズは時間とともに変化し、災害VCだけでは対応できないことも多々ある。例えば、工具や技術が必要な床板はがしなどは、災害VCでは対応しにくいものになる。しかし、技術系協力団体とつながることによつて、床板はがしをお任せし、その後に床下の泥出しをボランティアが行うことで、支援の範囲は広がっていく。つまり、災害VCで対応できないことが支援の限界であつてはならないというところである。そのためにも、災害VC以外でどのような団体がどのような支援を行つているのかを知つておくことが大切である。

現在、被災地域において復旧・復興の取組が進められているが、安心・安



夕方ミーティングの様子

定した生活を取り戻すにはさらに時間が必要である。災害VCは、令和2年3月末をもつて閉所となつたが、それが被災者支援の終了であつてはならぬと感じている。

市社協では平成30年10月1日から、「真備支え合いセンター」を設置し、被災世帯の戸別訪問を通じて、見守りや相談支援を行つてている。また、災害VCでつながつた支援団体が今でも建設型仮設住宅やみなし仮設住宅のある地域において、居場所づくりや相談会等、さまざまな取り組みを継続している。市社協だけで取り組んでいたら、ここまで広範囲に、多様な支援はできていなかつたのではないだろうか。

これからも支援団体とのつながりを大切にし、支援のコーディネートを行なながら、被災者の支援に取り組んでいきたいと考えている。

未来の豊かなつながりアクション

新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動が制限されるなか、つながりを途切れさせない社協の新たな取り組みや工夫を発信します。

● 集まれないなら別の手段でつながろう！ ラジオ番組「つながろう～厚真～」

厚真町社会福祉協議会（北海道）

平成30年9月胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症により、町内の生活・コミュニティ再建が停滞しているため、厚真町社協では、地域にある社会資源と住民力を生かして、5月より「あつま災害エフエム」を使い被災者コミュニティ活動等を紹介する番組を開始しました。放送は、祝祭日を除く月曜日から金曜日の13時半～14時の30分間で、パーソナリティは社協職員が務めています。福祉・生活・健康関連情報や、聞いてできる介護予防などを発信するほか、地域住民、民間団体、地域おこし協力隊などをゲストに迎え、住民参加型のラジオ放送をしています。



● 塗り絵つきメッセージを送る「みんなの声・想いをつなぐ“つながりプロジェクト”」

西伊豆町社会福祉協議会（静岡県）



新型コロナウイルス感染症によりさまざまな地域行事が自粛となるなか、応援メッセージを募り、人から人へ声や想いをつなぐことで、孤立防止や地域貢献活動につなげることを目的に実施しています。

メッセージを記入する用紙は、町の広報誌と一緒に各戸配布されるほか、町役場等に配置しています。メッセージ記入用紙はキャラクターの「あまびえっちょ」の塗り絵つきとなっており、社協宛に郵送してもらいます。

送られた応援メッセージは、町社協、地域や関係機関に届けるとともに、社協だより、ホームページ、Facebookにも掲載しています。

■ 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページに掲載する活動事例を募集します

各社協やボランティア団体、NPO等で創意工夫のもと展開されている“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動等についてぜひご応募ください。詳細は下記HPをご確認ください。

活動事例の参照 <https://tunagari-action.jp/>

活動事例の応募 <https://www.zcwvc.net/> (8月3日(月)締切)

Information

『社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018』のご案内

特集で取り上げた「社会福祉協議会活動実態調査」「社会福祉協議会職員状況等調査」の内容は、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018』に収録しています。ぜひご利用ください。

【体裁】A4判/183頁/2020年5月発行

【販売価格】1,500円（税込・送料別）

【購入申込】地域福祉・ボランティア情報ネットワークHP（<https://www.zcwvc.net/>）より「頒布資料注文書」をダウンロードし、FAXでお申込みください。



2020年6月号 令和2年7月13日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／200円（税別）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

自粛傾向のなか、自宅で何か新しいことができないかと、サボテンを買いました。お店できれいに花を咲かせるサボテンをみて、店員さんに育て方をうかがうと、サボテンは約2,000種あり、同じ種類でもすべてが花を咲かせるわけではなく、育て方次第で咲かないサボテンもあるそう

です。とげとげしさのわりに繊細な植物だと驚きました。種類が多様で花が咲く（成果がみえる）まで水や日光を与え（アクションを）続けることが大切なのは、地域福祉と似ていると感じました。と言いつつも、すでに花が咲いているサボテンを買ってしまった自分の弱さもありますが。（村）



ともに歩もう! 社会福祉法人

第2回

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

協力

全国社会福祉法人経営者協議会

堤 洋三氏（社会福祉法人六心会理事長）

社会福祉法人六心会理事長、社会福祉士、介護支援専門員、施設福祉士、
全国社会福祉法人経営者協議会地域共生社会推進委員会専門委員

社協と歩む第2層協議体

この4月より、私が勤める社会福祉法人が、所在する地区の第2層協議体の事務局を担うことになりました。六心会は特養・老健など高齢者介護事業を開発する施設経営の社会福祉法人ですが、平成26年頃より日常生活圏域の福祉活動について東近江市社会福祉協議会（以下、市社協）と地区社会福祉協議会（以下、地区社協）へ相談を持ちかけることが増え、結果的にともに活動することが増えてきました。

現在の第2層協議体が動き出した平成29年より、法人職員が地域の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という役割を担うことになり、地区社協会長はじめ関係者の皆さんと協議を重ねるなかで、昨秋頃から具体的な話が進み、今春から新スタッフの入職もあり、いよいよ事務局を担う運びとなりました。

この第2層協議体は、地区社協が策定した「第2次地区住民福祉活動計画」を具体的に推進していく会議として、まちづくり協議会（以下、まち協）、地区社協、民生委員児童委員協議会、その他生活支援グループなど住民団体などの皆さんと行政保健師や私たち専門職で構成されています。事務局については、市社協から地区へ配属されたコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（以下、市社協CSW）が主として担い、当法人スタッフがフォローする形で進めてきました。

社協との連携・協働の思い

しゃきょうさん

私が考える市町村社協の強みは何と言っても「住民からの親しみと信頼」ではないでしょうか。どこへ出かけても住民から「しゃきょうさん」と言われる姿はうらやましい。社協マンの努力が長い年月を経ながら受け継がれてきた証だと思います。平成27年から活動している地域住民と専門職の集まりがあるのですが、その場も若手の市社協CSWの協力がなかったら、実現できなかっただかも知れないと思うことがあります。

私の夢は、社協の皆さんと「コワーキング」スペースを持つこと。地域住民も専門職もそれぞれがそ

ボランタリーな協議体のマネジメントは、会社などのそれとは異なり、メンバーの皆さんの熱と方向性を一定に保つ工夫が必要で、そのためには定点で思考する事務局の存在と機能が重要となってきます。これまで市社協CSWに事前調整や段取りの多くを頼っていましたが、CSWの皆さん市内他地区も担当され兼務ですから、私たちの地区に割ける時間と活動に限界があります。計画の実施期間も残すところ2年となり、第3次計画の策定作業までも見越すと、事務局をどの団体が担うにせよ、当該地区での事務局機能の強化は避けられないタイミングだったように感じています。

第2層協議体の事務局は、社協・まち協との共同事務局というイメージを私は持っています。関係する方々の意向を確認し、各協議テーブルの階層分け、整理もしたところです。そしてこの春から、第2層協議体の名称自体も「五個荘地区住民福祉会議」と分かりやすく変更し、ウェブサイトも立ち上げました。すべて、地区社協・市社協CSWの皆さんと相談しながらすすめています。

「自分たちはどんな地域で暮らしたいのか」と考えると、一法人が事務局を担ったとしても、主体は地域住民であり、さまざまな世代の視点、想像力をクロスさせていく工夫や問い合わせ、誰もが無理をしないで関わることができる仕組みを社協の皆さんとともに考え提案できればいいなと感じています。

それぞれの仕事をしながら、集まりたい時に誰でもさっと集まることができる、そんな距離感で一緒に仕事ができればいいな、そんなワークスペースをいつか創れたらいいなと思っています。新型コロナウィルスの影響で仕事の仕方もずいぶん変化しそうですが、クリエイティブな発想と自由な対話を生む場、緩い空間を所属する法人や組織を越えて創る、そんなことを夢見ています。



神社で開催するコミュニティ（こども）食堂